第一章　子の返還に関する事件の手続

第一節　通則

（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第一条　申立書その他の当事者、子の返還に関する事件の手続に参加した子（以下この条において単に「手続に参加した子」という。）又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、手続に参加した子又は代理人が記名押印するものとする。

一　当事者及び手続に参加した子の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二　手続代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。次項において同じ。）

三　事件の表示

四　附属書類の表示

五　年月日

六　裁判所の表示

2　前項の規定にかかわらず、当事者、手続に参加した子又は代理人からその住所を記載した同項の書面が提出されているときは、以後裁判所に提出する同項の書面については、これを記載することを要しない。手続代理人からその郵便番号及び電話番号を記載した同項の書面が提出されているときも、同様とする。

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第二条　裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

一　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定により手数料を納付しなければならない申立てに係る書面

二　その提出により子の返還に関する事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面（前号に該当する書面を除く。）

三　法定代理権、子の返還に関する事件の手続における手続上の行為をするのに必要な授権又は手続代理人の権限を証明する書面その他の子の返還に関する事件の手続上重要な事項を証明する書面

四　特別抗告の抗告理由書又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第百十一条第二項（法第百三十三条において準用する場合を含む。）及び第百三十三条において準用する場合を含む。）の申立てに係る理由書

2　ファクシミリを利用して書面が提出されたときは、裁判所が受信した時に、当該書面が裁判所に提出されたものとみなす。

3　裁判所は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

（裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等）

第三条　裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

2　裁判所は、申立書その他の書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、当該書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第四条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一条の規定は子の返還に関する事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第四条の規定は子の返還に関する事件の手続における催告及び通知について、同規則第五条の規定は子の返還に関する事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。

第二節　子の返還申立事件の手続

第一款　総則

第一目　管轄

（移送の申立ての方式・法第三十七条）

第五条　移送の申立ては、子の返還申立事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

2　前項の申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。

（移送等における取扱い・法第三十七条）

第六条　家庭裁判所は、法第三十七条第二項又は第四項の規定による移送の裁判をするときは、当事者及び子の返還申立事件の手続に参加した子（以下この節において単に「手続に参加した子」という。）の意見を聴くことができる。

2　家庭裁判所は、法第三十七条第三項の規定による裁判をするときは、当事者及び手続に参加した子の意見を聴かなければならない。

（移送に関する民事訴訟規則の準用・法第三十七条）

第七条　民事訴訟規則第九条の規定は、子の返還申立事件の移送の裁判について準用する。

第二目　裁判所職員の除斥、忌避及び回避

（除斥又は忌避の申立ての方式等・法第三十八条等）

第八条　裁判官に対する除斥又は忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所にしなければならない。

2　前項の申立ては、子の返還申立事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

3　除斥又は忌避の原因は、申立てをした日から三日以内に疎明しなければならない。法第三十九条第二項ただし書に規定する事実についても、同様とする。

（除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述・法第四十条）

第九条　裁判官は、その除斥又は忌避の申立てについて意見を述べることができる。

（裁判官の回避）

第十条　裁判官は、法第三十八条第一項又は第三十九条第一項に規定する場合には、監督権を有する裁判所の許可を得て、回避することができる。

（裁判所書記官の除斥等・法第四十一条）

第十一条　裁判所書記官の除斥、忌避及び回避については、前三条の規定を準用する。

（家庭裁判所調査官の除斥及び回避・法第四十二条）

第十二条　家庭裁判所調査官の除斥及び回避については、第八条から第十条までの規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

第三目　当事者能力及び手続行為能力

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第四十三条）

第十三条　子の返還申立事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条の規定を、子の返還申立事件の手続における法定代理権及び手続上の行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条前段の規定を、子の返還申立事件の手続における法定代理権の消滅の届出については同規則第十七条前段の規定を準用する。

（法人の代表者等への準用・法第四十六条）

第十四条　法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この規則中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。